

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	下水道施設課水再生センター
委 託 業 務 名	水再生センターⅡ系最初沈殿池7号10号スカムスキマ点検整備業務
委 託 業 務 場 所	大津市由美浜
概 要	水再生センターⅡ系最初沈殿池の7号10号スカムスキマのオーバーホール及び点検整備業務を行うもの。
契 約 期 間	令和6年9月9日から令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年9月9日
契 約 金 額	39,930,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕大阪府中央区南久宝寺町四丁目1番2号 〔名 称〕水ingエンジニアリング㈱ 西日本支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本委託は、荏原製作所が製造したスカムスキマのオーバーホール及び点検整備である。 1. 既設機器は、メーカー独自の技術を用いて製造されているものであり、部品の交換及びスカムスキマの調整についてもメーカー独自の技術・ノウハウが必要となる。 2. 既設機器メーカー以外の業者が点検整備した場合、既設機器メーカーとの責任分界点が曖昧になり、求められている性能を発揮できない可能性が高くなるだけでなく、既設機器メーカーによる性能保証が得られなくなる。 上記のことから、スカムスキマのオーバーホールは、既設機器メーカーである株式会社荏原製作所に限られるため、株式会社荏原製作所の水処理設備事業の維持管理部署である水ingエンジニアリング株式会社西日本支店と随意契約を行う。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。